第六号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第十条の一一関係）
［様式　略］
第六号様式別表一の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第十条の一一関係）
［様式　略］
第６号様式別表１の２記載要領
１　この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。
［２・３　略］
４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計⑹」及び「法人税額計⑳」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
第六号様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）
［様式　略］
第６号様式別表２記載要領
１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。
［２・３　略］
第六号様式別表二の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）
［様式　略］
第６号様式別表２の２記載要領
１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第53条第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。
［２　略］
第六号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）
［様式　略］
第６号様式別表２の３記載要領
１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（同法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期

第六号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第十条の一一関係）
［様式　同上］
第六号様式別表一の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二三条・第十条の一一関係）
［様式　同上］
第６号様式別表１の２記載要領
１　この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第６号様式の申告書に添付すること。
［２・３　同左］
４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計⑹」及び「法人税額計⑳」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
第六号様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）
［様式　同上］
第６号様式別表２記載要領
１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。
［２・３　同左］
第六号様式別表二の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）
［様式　同上］
第６号様式別表２の２記載要領
１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第53条第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式の申告書に添付すること。
［２　同左］
第六号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）
［様式　同上］
第６号様式別表２の３記載要領
１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（同法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期